



# 宮 崎 県 公 報

令和 8 年 6 月 30 日 (火曜日) 号外 第 28 号

発 行 宮 崎 県  
 印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
 K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
 購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

## 目 次

条 例	頁		頁
○知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例…………… (人事課) 2		部を改正する条例…………… (国民健康保険課) 4	
○県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例…………… (税務課) 2		○宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例等の一部を改正する条例…………… (こども政策課) 4	
○宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例…………… (監査事務局) 8		○公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例…………… (企業局) 8	
		○宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例…………… (病院局) 8	
		○宮崎県監査委員条例の一部を改正する条例…………… (監査事務局) 8	

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◎ 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例 (条例第23号)

- 改正の理由及び主な内容  
地方自治法及び地方自治法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 施行期日  
この条例は、令和 8 年 9 月 24 日から施行することとしました。

### ◎ 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第24号)

- 改正の理由及び主な内容  
地域再生法に基づく県税の課税免除又は不均一課税を行った場合における地方交付税の減収補てん措置が延長されたこと等に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 施行期日等  
この条例は、公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用することとしました。

### ◎ 宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例 (条例第25号)

- 改正の理由及び主な内容  
前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとしました。

### ◎ 宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例等の一部を改正する条例 (条例第26号)

- 改正の理由及び主な内容  
幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとしました。

### ◎ 公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (条例第27号)

- 改正の理由及び主な内容  
地方自治法の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 施行期日  
この条例は、令和 8 年 9 月 24 日から施行することとしました。

◎ 宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第28号）

- 1 改正の理由及び主な内容  
地方自治法の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日  
この条例は、令和8年9月24日から施行することとしました。

◎ 宮崎県監査委員条例の一部を改正する条例（条例第29号）

- 1 改正の理由及び主な内容  
地方自治法の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日  
この条例は、令和8年9月24日から施行することとしました。

条 例

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第23号

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年宮崎県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第 243条の2の7第1項の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（法第 243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。）の県に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部免責に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（知事等の損害賠償責任の限度額）</p> <p>第2条 知事等の損害賠償責任は、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）で定める基準を参酌して、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。</p> <p>（1）知事 知事等の基準給与年額（施行令第 173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。以下同じ。）に6を乗じて得た額</p> <p>（2）～（4） [略]</p> <p>（5）警察本部長 地方警務官の基準給与年額（施行令第 173条の4第1項第2号に規定する地方警務官の基準給与年額をいう。以下同じ。）に2を乗じて得た額</p> <p>（6） [略]</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第 243条の2の8第1項の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（法第 243条の2の9第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。）の県に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部免責に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（知事等の損害賠償責任の限度額）</p> <p>第2条 知事等の損害賠償責任は、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）で定める基準を参酌して、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。</p> <p>（1）知事 知事等の基準給与年額（施行令第 173条の5第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。以下同じ。）に6を乗じて得た額</p> <p>（2）～（4） [略]</p> <p>（5）警察本部長 地方警務官の基準給与年額（施行令第 173条の5第1項第2号に規定する地方警務官の基準給与年額をいう。以下同じ。）に2を乗じて得た額</p> <p>（6） [略]</p>

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第24号

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

県税の課税免除等の特例に関する条例(昭和39年宮崎県条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税)</p> <p>第7条 地方活力向上地域においては、平成30年6月1日から令和8年3月31日までの期間内に、<u>地域再生法第17条の2第4項に規定する認定事業者</u>(同条第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。)で、<u>同条第3項の認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで</u>(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特別償却設備を新設し、又は増設したもの(次項において「<u>移転型設置者</u>」という。)について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(平成30年6月1日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の課税を免除する。</p> <p>2 県税条例第32条、第32条の4、第36条及び第75条の規定にかかわらず、地方活力向上地域においては、次の各号に掲げる税目の税率は、それぞれ当該各号に定める税率とする。ただし、事業税及び固定資産税に係る当該税率の適用については、当該税率を適用する措置がされた最初の年度以降3箇年度のものに限り。</p> <p>(1) 事業税であって、平成27年10月8日から令和8年3月31日までの期間内に、<u>移転型設置者</u>について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち、当該特別償却設備に係るものとして、総務省令第73号第3条の規定により計算した額に対して初年度以降課するもの 次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>(2) 不動産取得税であって、平成27年10月8日から令和8年3月31日までの期間内に、<u>地域再生法第17条の2第4項に規定する認定事業者</u>(同条第1項第2号に掲げる事業を実施する者に限る。)で、<u>同条第3項の認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで</u>(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特別償却設備を新設し、又は増設したもの(次号において「<u>拡充型設置者</u>」という。)について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(平成27年10月8日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課するもの 100分の0.4(土地については100分の0.3)</p> <p>(3) 固定資産税であって、平成27年10月8日から令和8年3月31日までの期間内に、<u>移転型設置者及び拡充型設置者</u>について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産(平成27年10月8日以後において取得したものに限り。)に対して初年度以降課するもの 次の表の左欄に掲げる事業及び同表の中欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める税率</p>	<p>(地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税)</p> <p>第7条 地方活力向上地域においては、平成30年6月1日から令和10年3月31日までの期間内に<u>地域再生法第17条の2第3項の認定を受けた事業者</u>(同条第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。)で、<u>当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで</u>(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特別償却設備を新設し、又は増設したもの(次項において「<u>移転型設置者</u>」という。)について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(平成30年6月1日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の課税を免除する。</p> <p>2 県税条例第32条、第32条の4、第36条及び第75条の規定にかかわらず、地方活力向上地域においては、次の各号に掲げる税目の税率は、それぞれ当該各号に定める税率とする。ただし、事業税及び固定資産税に係る当該税率の適用については、当該税率を適用する措置がされた最初の年度以降3箇年度のものに限り。</p> <p>(1) 事業税であって、<u>移転型設置者</u>について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち、当該特別償却設備(地域再生法第5条第4項第5号に規定する特定業務児童福祉施設のうち同号に規定する特定業務施設の新設に併せて整備されるものの用に供する減価償却資産を除く。)に係るものとして、総務省令第73号第3条の規定により計算した額に対して初年度以降課するもの 次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>(2) 不動産取得税であって、平成27年10月8日から令和10年3月31日までの期間内に<u>地域再生法第17条の2第3項の認定を受けた事業者</u>(同条第1項第2号に掲げる事業を実施する者に限る。)で、<u>当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで</u>(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特別償却設備を新設し、又は増設したもの(次号において「<u>拡充型設置者</u>」という。)について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(平成27年10月8日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課するもの 100分の0.4(土地については100分の0.3)</p> <p>(3) 固定資産税であって、<u>移転型設置者及び拡充型設置者</u>について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第3号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第3号までに掲げるものに限り。)に対して初年度以降課するもの 次の表の左欄に掲げる事業及び同表の中欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める税率</p>

[略]

[略]

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の県税の課税免除等の特例に関する条例の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第25号

宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年宮崎県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（財政安定化基金拠出金の徴収） 第 2 条 政令第19条第 1 項に規定する財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合は、10万分の38とする。  2～4 [略]	（財政安定化基金拠出金の徴収） 第 2 条 政令第19条第 1 項に規定する基礎財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合は、10万分の38とし、 <u>同項に規定する子ども・子育て支援納付金財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合は、0とする。</u>  2～4 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第26号

宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例等の一部を改正する条例

（宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の一部改正）

第 1 条 宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例（平成18年宮崎県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（職員の配置） 第 3 条 [略] 2 満 3 歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に 1 日に 4 時間程度利用するもの及び保育所と同様に 1 日に 8 時間程度利用するもの（次条第 5 項において「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通の 4 時間程度の利用時間については、満 3 歳以上の子どもについて学級を編制し、当該学級ごとに少なくとも 1 人の職員（以下「学級担任」という。）に担当させなければならない。この場合において、1 学級の子どもの数は、 <u>35人</u> 以下を原則とする。 3 [略]	（職員の配置） 第 3 条 [略] 2 満 3 歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に 1 日に 4 時間程度利用するもの及び保育所と同様に 1 日に 8 時間程度利用するもの（次条第 5 項において「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通の 4 時間程度の利用時間については、満 3 歳以上の子どもについて学級を編制し、当該学級ごとに少なくとも 1 人の職員（以下「学級担任」という。）に担当させなければならない。この場合において、1 学級の子どもの数は、 <u>30人</u> 以下を原則とする。 3 [略]
（職員の資格） 第 4 条 [略] 2～6 [略]	（職員の資格） 第 4 条 [略] 2～6 [略] 7 <u>第 1 項、第 2 項及び第 5 項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、1 人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められるものをいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経</u>

験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有するもの（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

3 第4条第1項及び第5項本文の規定による保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教諭の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状（教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第7項において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭、主務養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第7項において同じ。）をもって代えることができる。

7 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第3条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

第4条第7項	第4条第1項の規定による保育士の資格を有する者	特定理学療法士等
附則第3項	[略]	[略]

8 第4条第7項及び附則第6項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者（第4条第7項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

3 第4条第1項及び第5項本文の規定による保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教諭の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状（教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第7項において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第7項において同じ。）をもって代えることができる。

7 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第3条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

附則第3項	[略]
[略]	[略]

（宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第2条 宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年宮崎県条例第57号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（学級の編制）</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 1学級の園児の数は、<u>35人</u>以下を原則とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>（職員の配置）</p> <p>第8条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭</p> <p>(3) [略]</p> <p>附 則</p> <p>9 別表備考第1号に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。別表において</p>	<p>（学級の編制）</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 1学級の園児の数は、<u>30人</u>以下を原則とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>（職員の配置）</p> <p>第8条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭、<u>主務保育教諭</u>又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 主幹養護教諭、<u>主務養護教諭</u>、養護教諭又は養護助教諭</p> <p>(3) [略]</p> <p>附 則</p> <p>9 別表備考第1号に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。別表において</p>

同じ。)を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。)をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育(第7条第1項の教育課程に基づく教育をいう。次項及び附則第12項において同じ。)に従事してはならない。

13 附則第9項から前項までの規定により別表備考第1号に定める者を小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者として規則で定めるもの又は看護師等をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者として規則で定めるもの並びに看護師等の総数は、第8条第3項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

14・15 [略]

別表(第8条関係)

[略]
備考
(1) この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第1項の登録(以下この号において「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。
(2)~(4) [略]

同じ。)を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭、主務養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。)をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育(第7条第1項の教育課程に基づく教育をいう。次項及び附則第12項において同じ。)に従事してはならない。

13 別表備考第5号及び附則第9項から前項までの規定により別表備考第1号に定める者を理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められるものをいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するものいづれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有するもの(以下「特定理学療法士等」という。)、小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者として規則で定めるもの又は看護師等をもって代える場合においては、当該特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者として規則で定めるもの並びに看護師等の総数は、第8条第3項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

14 別表備考第5号及び附則第11項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって別表備考第1号に定める者(同表備考第5号ただし書の規定による支援を行う者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

15・16 [略]

別表(第8条関係)

[略]
備考
(1) この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第1項の登録(以下この号において「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。
(2)~(4) [略]
(5) 第1号に定める者については、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する特定理学療法士等をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、第1号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例及び宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例及び宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（令和6年宮崎県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 子どもに対する教育及び保育に従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>当分の間</u>、第1条の規定による改正後の宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例第3条第1項の規定は、適用しない。この場合において、第1条の規定による改正前の宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例第3条第1項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p> <p>3 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>当分の間</u>、第2条の規定による改正後の宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第8条第3項の規定は、適用しない。この場合において、第2条の規定による改正前の宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第8条第3項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p>	<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 子どもに対する教育及び保育に従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>令和10年3月31日までの間</u>、第1条の規定による改正後の宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例第3条第1項の規定（<u>満3歳以上満4歳未満の子どもに対する教育及び保育に従事する職員の数に関する基準に限る。</u>）は、適用しない。この場合において、第1条の規定による改正前の宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例第3条第1項の規定（<u>満3歳以上満4歳未満の子どもに対する教育及び保育に従事する職員の数に関する基準に限る。</u>）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p> <p>3 子どもに対する教育及び保育に従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>当分の間</u>、第1条の規定による改正後の宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例第3条第1項の規定（<u>満4歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する職員の数に関する基準に限る。</u>）は、適用しない。この場合において、第1条の規定による改正前の宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例第3条第1項の規定（<u>満4歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する職員の数に関する基準に限る。</u>）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p> <p>4 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>当分の間</u>、第2条の規定による改正後の宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第8条第3項の規定（<u>満4歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。</u>）は、適用しない。この場合において、第2条の規定による改正前の宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第8条第3項の規定（<u>満4歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。</u>）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p> <p>5 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>令和10年3月31日までの間</u>、第2条の規定による改正後の宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第8条第3項の規定（<u>満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。</u>）は、適用しない。この場合において、第2条の規定による改正前の宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第8条第3項の規定（<u>満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。</u>）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p>
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に存する認定こども園における1学級の子どもの数については、第1条の規定による改正後の宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例第3条第2項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例によることができる。</p>	

3 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における1学級の園児の数については、第2条の規定による改正後の宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第7条第2項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例によることができる。

公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和8年6月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

**宮崎県条例第27号**

**公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例**

公営企業の設置等に関する条例（昭和41年宮崎県条例第47号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第10条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の2の8第8項の規定により企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 100万円以上である場合とする。	（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第10条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の2の9第8項の規定により企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 100万円以上である場合とする。

附 則  
この条例は、令和8年9月24日から施行する。

宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和8年6月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

**宮崎県条例第28号**

**宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例**

宮崎県立病院事業の設置等に関する条例（昭和41年宮崎県条例第44号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第8条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の2の8第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 100万円以上である場合とする。	（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第8条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の2の9第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 100万円以上である場合とする。

附 則  
この条例は、令和8年9月24日から施行する。

宮崎県監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和8年6月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

**宮崎県条例第29号**

**宮崎県監査委員条例の一部を改正する条例**

宮崎県監査委員条例（昭和39年宮崎県条例第42号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（請求又は要求による監査） 第6条 法第75条第1項、法第98条第2項及び法第 242条第1項の規定による請求に基づく監査並びに法第 199条第6項及び第7項、法第 235条の2第2項並びに法第 243条の2の8第3項の規定による要求に基づく監査は、請求又は要求があった日から15日以内に始めるものとする。	（請求又は要求による監査） 第6条 法第75条第1項、法第98条第2項及び法第 242条第1項の規定による請求に基づく監査並びに法第 199条第6項及び第7項、法第 235条の2第2項並びに法第 243条の2の9第3項の規定による要求に基づく監査は、請求又は要求があった日から15日以内に始めるものとする。

附 則  
この条例は、令和8年9月24日から施行する。